

大阪北部地震、7月豪雨、台風12号・20号・21号・24号 災害で被災された皆さんへ

こんな制度が活用できます

活用できる京都市の支援制度をご紹介します。雨漏り、浸水も支援が受けられます。

■「京都市被災者住宅再建等支援制度」が使えます

対象となる災害

1. 大阪北部地震 (6月18日)
2. 西日本豪雨 (7月5日～7日)
3. 台風12号 (7月28日～29日)
4. 台風20号 (8月23日～24日)
5. 台風21号 (9月4日)
6. 台風24号 (9月30日)

対象となる世帯 (次の全ての要件を満たす世帯が対象となります)

1. 市内の住宅に自ら居住し、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水*等により被害を受けた者
2. 市内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者

*一部損壊、床上浸水については、屋根などの損壊による雨漏りや床上浸水により、生活に支障を来しているものが対象となります。

支援内容

基礎支援金 5万円(定額)※借家の方でも申請できます。

加算支援金 ・支援対象となる経費が45万円未満の場合、再建に要した経費を支給

・支援対象となる経費が45万円以上の場合、再建に要した経費の3分の1。(算出した額が45万円未満の場合は45万円、上限額があります)

申請手続

各区役所・支所の地域力推進室

申請受付期間

基礎支援金は被災の翌月から13ヶ月間

加算支援金は被災の翌月から37ヶ月間

必要書類

・基礎支援金 交付申請書1号、り災証明書

・加算支援金 交付申請書2号、り災証明書、工事費明細書など施工内容がわかるもの、領収書の写し、その他被災状況のわかる写真など

■地震、大雨等での被害には、市の支援があります

- 税、国保料、各種利用料・手数料等の減免
- 市営住宅への一時入居
- 災害見舞金の支給
- 災害復旧のための保育所入所。就学援助の適用 (学用品費等の援助)
- ゴミの持ち込み料の免除 など

■ブロック塀の点検、除去の支援制度があります(り災証明は不要です)

対象となるブロック塀

- 高さ1メートル以上のもの
- 道、公園、幼稚園、保育所、学校等に面しているもの
- 安全対策が必要なもの

助成金額

- ①除去しようとするブロック塀 1mにつき 8,000円
- ②除去工事費用の3分の2
- ③15万円

①～③の最も低い金額

申請期限

2019年3月1日まで 契約や工事の前に申請が必要です。

■農業被害や商工業の被害にも支援制度

農業者等復旧応援事業費

- ①パイプハウスや茶棚の復旧に対する支援 (補助率1/2)
- ②パイプハウスのビニール等の小規模修繕に対する支援 (最大10万円、補助率6/10)

被害木の伐倒・集積等、再造林に向けた環境整備を支援

- ・国庫補助事業(森林整備事業)の対象とならない施業について独自支援
- ・実施主体：森林組合、林業事業体、森林所有者等 補助率2/3程度

文化財の災害復旧

- ・屋根や瓦の破損、敷地内の倒木等、被災した文化財の復旧支援



中小企業等復興支援事業

①規模の大きな施設の復旧等に対する支援

- ・被災した工事屋根等の復旧に向けた支援 (最大100万円)
- ・連年で被災した場合は補助率(15%→25%)等を引き上げ最大150万円を助成

②小規模な施設の修繕などに対する支援

- ・被災し破損した看板やショーウィンドーなどの復旧に向けた支援
- ・補助上限額：10万円、補助率：1/2

③災害対策緊急資金融資により資金調達を支援(既決予算)

災害対策緊急資金概要

融資対象者	7月豪雨、台風21号で風水害等の被害を受けた中小企業者等
融資要件	り災(被災)証明書を有すること
融資期間等	運転資金・設備資金10年以内(2年以内の据置き)
融資限度額	有担保2億円、無担保8,000万円
融資利率	年0.9%(固定金利)
保証料率	通常の保証料から最大0.3引き下げ(引下後：0.35%～1.60%)

問い合わせ先

申請は各区役所です

北区役所	432-1181
上京区役所	441-0111
左京区役所	702-1000
中京区役所	812-0061
東山区役所	561-1191
山科区役所	592-3050
下京区役所	371-7101
南区役所	681-3111
右京区役所	861-1101
京北出張所	852-1815
西京区役所	381-7121
洛西支所	332-8111
伏見区役所	611-1101
醍醐支所	571-0003
深草支所	642-3101

*これらの支援制度を活用するためには、「り災証明」が必要です。区役所で発行されます。

「り災証明」は、写真でも受けられます。被害の状況、表札を必ず撮りましょう。